

ウォーターPPPについて

国土交通省
水管理・国土保全局 下水道部
令和5年6月

ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。

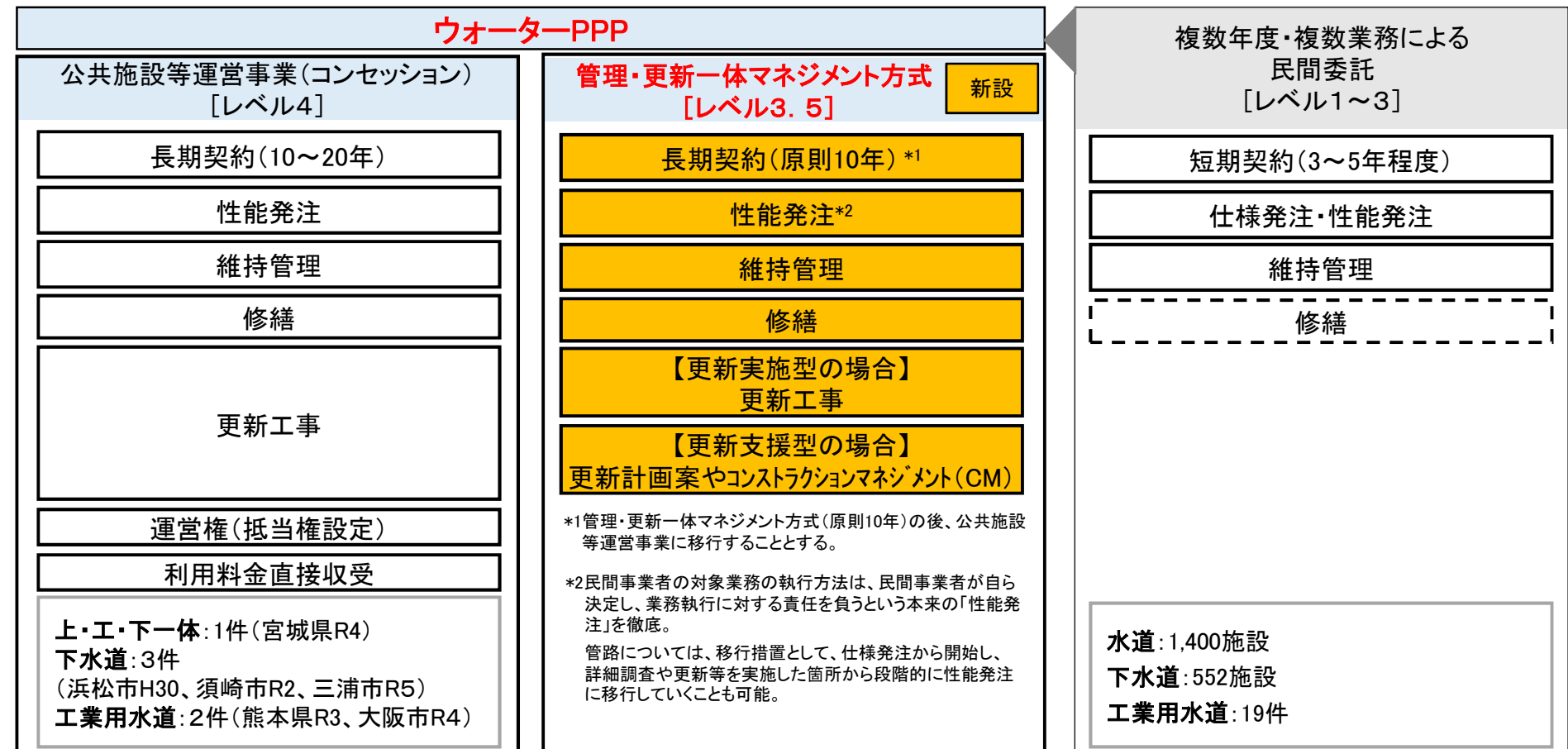
[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。



管理・更新一体マネジメント方式の要件

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

(性能規定の例)・処理施設: 処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設: 適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア*1の例)

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする*2。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)		官	民
①	2縮減		2	プロフィット シェア	1	1
②		2縮減	2		1	1

*1: プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2: 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

更新実施型と更新支援型のスキーム

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

類型	更新実施型	更新支援型
契約関係(例)	<p style="text-align: center;">* PFI事業契約を原則とする</p>	<p style="text-align: center;">*「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照</p>
事業フロー(例)	<p style="text-align: center;">原則10年</p> <p style="text-align: center;">*処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。</p>	<p style="text-align: center;">原則10年</p> <p style="text-align: center;">➡ : 民間が実施するものを示す</p>
特長	<p>○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。</p>	<p>○発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。</p>

管理・更新一体マネジメント方式と既存方式の比較

項目		公共施設等運営事業 [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3. 5]	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1～3]
運営権の設定		有	無	無
料金(水道・工業用水道)・ 使用料(下水道)・ 利用料金(コンセッション)	收受者	料金・使用料:自治体が收受 利用料金(PFI法):運営権者が收受	料金・使用料:自治体が收受	料金・使用料: 自治体が收受
	決定方法	料金・使用料:条例で定める 利用料金:条例で上限設定が一般的	料金・使用料:条例で定める	料金・使用料: 条例で定める
契約期間		10年～20年(実績ベース)	原則10年	3～5年程度
維持管理	原資	利用料金	(更新実施型)サービス対価 (更新支援型)委託料	委託料
	性能発注と支払いの 仕組み(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・水質と水量等を性能指標とし、性能が発揮されている限り、契約で定めた利用料金を收受する。 ・従業員数や資機材使用量等は民間の自由裁量で、期中のコスト削減分は、民間の利益となる。 ・性能基準を満たさない場合は、減額措置等あり。 	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」もしくは「委託料」に読み替える。) ※性能発注の徹底をガイドライン等で周知	仕様発注・性能発注
更新	原資	利用料金、民間資金、補助金、地方債 ※多様な組み合わせがある	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に読み替える。)	—
	支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金部分:利用料金で回収 ・補助金・地方債部分:出来高払い等 	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に読み替える。)	—
	自由度の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が契約全期間、5年毎、毎年度の更新計画案を策定し管理者と協議、調整、合意する。 ・民間事業者が各工事を実施。 	(更新実施型)同左 (更新支援型)例えば運営開始後3年毎等に更新計画案を策定し地方公共団体に提供。	—
	プロフィットシェア	—	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後VEの活用等 (更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)	—

ウォーターPPPとは(1/2)

総論

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を「公共施設等運営事業と併せてウォーターPPP」として導入拡大を図る。【出典 内閣府HP ウォーターPPPの概要】
 - 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式※1(両者を総称して「ウォーターPPP※2」という。)【出典 内閣府HP PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)】
- ※1 水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式
 ※2国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画等を踏まえ、対象施設を決定する。

概要とポイント・留意点

概要 (趣旨)

- 「ウォーターPPP」は水道、工業用水道、下水道のそれぞれの分野で、「コンセッション方式」と、コンセッション方式へ段階的に移行するための「管理・更新一体マネジメント方式」(いわゆる「レベル3.5」)をあわせたもの

ポイント・留意点

- ウォーターPPPには「コンセッション方式」が含まれる
 (管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)について)
- 長期契約で維持管理【3条】と、更新【改築等4条】を一体的にマネジメントする民間委託の方式
- コンセッション方式に準ずる(同等の)効果が期待される

■ 包括的民間委託レベル (性能発注)

参考

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

(出典) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月
 公益社団法人日本下水道協会

概要とポイント・留意点

ポイント・留意点

(コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式の異同)

- **共通点(類似点):**「コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式の共通点(類似点)は、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視されている点。
- **相違点:**コンセッション方式と管理・更新一体マネジメント方式の相違点は、事業期間の設定(原則の有無)、公共施設等運営権の設定の有無(そのための議会議決の有無)、利用料金直接收受の有無、の大きく3点

(対象施設の考え方)

- ウォーターPPPの導入検討に際しては、管路を含むことを前提としたうえで、下水道施設全体を対象施設とし、民間企業の参画意向(※)等を踏まえ、具体的な対象施設を決定。※マーケットサウンディング(MS)等、官民対話の結果を想定。
 - 導入可能性調査(FS)・MS等では対象施設に管路を含むことを前提。
 - 対象施設について、下水道管理者側で客観的な情報として説明できることが重要。
(例:導入可能性調査やMS等の結果を踏まえ、入札・公募(≡自治体において管理・更新一体マネジメント方式の導入を決定済み)時点で、管路を含むことが困難な場合 等)
- 維持管理と更新の一体マネジメントの観点から、同一の対象施設に対し、維持管理と更新に関する業務範囲が設定され(効果が発現する)必要がある。

ウォーターPPPの推進について

- 官民連携の裾野を拡大すべく、公共施設等運営事業（コンセッション方式）に準ずる効果が期待できる官民連携方式をコンセッションと併せて「ウォーターPPP」として推進。
- 污水管の改築にあたっては令和9年度以降「ウォーターPPP」の導入を要件化



要件化の概要

「社会資本整備総合交付金交付要綱 交付対象事業の要件」に以下を追加

- 污水管の改築にあたっての公共施設等運営事業等導入要件
 - 地方公共団体が污水管の改築を実施する場合は、令和9年度以降については、公共施設等運営事業(コンセッション)及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式(両者を総称して「ウォーターPPP」という)の導入を決定済みである場合のみを対象とする。 ※緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化についてのみを除く